

学校法人大谷学園評議員の報酬に関する規則

(令和7年4月1日 制定)

(目 的)

第1条 この規則は、学校法人大谷学園（以下「学園」という。）の寄附行為第57条第1項の規定に基づき、評議員の報酬、手当及び費用について必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 評議員とは、全ての評議員をいう。
- (2) 非常勤の評議員とは、常勤の評議員以外の者をいう。
- (3) 評議員の報酬等とは、報酬、手当、その他の評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、評議員として職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 評議員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 職員としての給与を支給している評議員に対しては、評議員としての報酬等は支給しない。
- (2) 非常勤評議員に対しては、報酬を支給する。

(報酬額の算定方法)

第4条 非常勤評議員に対する報酬は、別表1のとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤評議員の報酬は、評議員会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、支給する。

(費 用)

第6条 評議員が職務執行のため出張した場合の当該評議員に対する旅費支給等の詳細については、「出張・付添旅費規程（大学・こども園・事務局・理事・監事・評議員）」に定めるとおりとする。

(公 表)

第7条 この法人は、この規則をもって、私立学校法第63条の2第1項第4号

に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補 則)

第 8 条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改 廃)

第 9 条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 4 条第 1 項関係）

非常勤評議員の報酬額（源泉徴収額控除後）

非常勤評議員	評議員会等会議への出席	2 万円（日）
--------	-------------	---------